

緊急告知!!

出生前診断を全妊婦に周知するという施策は障害者に対する人権侵害だから即刻中止を！のキャンペーン署名について

3月21日は世界中でダウン症の人を祝福して啓発するために国連が認証した世界ダウン症の日でした。しかし、今、ダウン症の胎児を見つけ出し中絶させる施策が日本産婦人科医会と厚生労働省により進められています。これは世のダウン症の人権と人としての尊厳を著しく侵害するもので、ナチス・ドイツが進め、国際的に否定された優生政策（人間の選別・品種改良政策）と同じものです。



約20年ほど前、母体の血清を調べてダウン症の胎児である可能性を調べる血清マーカーテストが生まれて大論争になりました。論議の結果、障害者団体や患者家族団体は「障害を持つ人の人権侵害を助長する」と指摘しました。その結果厚労省は「本見解の主旨は、母体血清マーカー検査には、十分な説明が行われていない傾向があること、胎児に疾患がある可能性を確率で示すものに過ぎないこと、胎児の疾患の発見を目的としたマススクリーニング検査として行われる懸念があることといった特質と問題があること等から、医師は妊婦に対し本検査の情報を積極的に知らせる必要はなく、本検査を勧めるべきでもないというものである。」との局長通達を出しました。

しかし、今回厚労省で検討されている施策は、従来と真逆の「国は医師が妊婦に積極的に知らせるべきだ」という見解で、具体的に「厚労省の新たな情報提供体制案では、全妊婦を対象に、市区町村の窓口での母子健康手帳の交付や、初回の妊婦健診のタイミングで、妊娠出産に関する情報の一つとして保健師らが対面で説明。検査の位置付けや、内容について書いたパンフレットを配布」と周知徹底させる具体策まで盛り込まれています。これはマススクリーニングに準ずる策ではないのか。

出生前診断という医療技術には賛否両論あるが、**個人レベルが十分考えてこれを受けると国がこれを積極的に知らせて出生前診断を推し進めることでは意味が全く違います。**ダウン症の人の命の存在を完全に否定するという、社会通念を国家が作るという事、この優生思想を認める論理的、倫理的な根拠は存在しません。人をその属性で分類して差別して殺滅するのが優性思想です。ナチス・ドイツともに国際的に否定されてきた優性政策ですが、障害者差別と弾圧はそうでない人々の格差拡大と社会の破壊にも繋がる危険なものであることが歴史的に証明されています。

私達は当然ながら愛する子どもたちの人権や尊厳を守ることは親の義務だと思うのです。出生前検査を全妊婦に周知する施策は障害者に対する人権侵害ですから即刻中止を！のキャンペーン署名を開始しました。**どなたでも署名できます。**

https://www.change.org/save_life_with_DS

どのような委員会かをチェック。
委員と議事録や資料も全て見られる。
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_145015_00008.html



出生前検査を全妊婦に周知する施策は障害者に対する人権侵害ですから即刻中止を！

3月21日は世界ダウン症の日!
World Down Syndrome Day

325人が署名しました。もう少しで500人に到達します！

Facebookでシェア
Facebookのページを友達
友達にメッセージを送る
Twitterでシェア
リンクをコピー

キャンペーン広告で、詳細の情報を広めよう
キャンペーン広告で署名する

被害を受けるダウン症の人々
この問題に影響を受けている人は今世の中に存在するダウン症を持つ人、障害を持つ人、その人達を愛する家族と友人です。日本や世界にいた、そのダウン症を持つ人が生まれ生きてきて、様々な困難もしています。ダウン症は遺伝の偶然が原因に偶然にのみ生まれてきた人々です。今、政府主導で、ダウン症の胎児を見つけ出し中絶させるという施策が進められています。世のダウン症の人々の立場と人権を侵害するものです。
●過去の経緯：出生前診断は血清マーカーテストでダウン症の胎児である確率が出されるようになった1999年に大きな賛同により当時の厚生労働省科学政策課で障害者団体などの意見の多く聞き、厚生労働省「実施の前提は、遺伝検査（PCR）検査による十分な説明が行われていない傾向があること、胎児に疾患がある可能性を確率で示すものに過ぎないこと、胎児の疾患の発見を目的としたマススクリーニング検査として行われる懸念があることといった特質と問題があること等から、医師は妊婦に対し本検査の情報を積極的に知らせる必要はなく、本検査を勧めるべきではないというものである。」との通達を関係団体や自治体に達達しました。しかし、この通達には多くの患者団体や障害者団体が「障害を持つ人々の人権侵害を助長する」という懸念がありました。
●今回の経緯の懸念点：しかし、今回出されている通達には、従来と真逆の「国は医師が妊婦に積極的に知らせるべきだ」という見解で、具体的には「厚労省の新たな情報提供体制案では、全妊婦を対象に、市区町村の窓口での母子健康手帳の交付や、初回の妊婦健診

署名推進者：茨城県ダウン症協会有志
代表：百溪英一 茨城県つくば市観音台 1-36-14
E-mail: shomei_office@idsa.sakura.ne.jp